

第百十三回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 七 号

昭和六十三年十月十三日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 竹中 修一君

理事 月原 茂皓君 理事 戸塚 進也君

理事 前田 武志君 理事 宮下 創平君

理事 田口 健二君 理事 竹内 勝彦君

理事 和田 一仁君

江藤 隆美君 大村 義治君

古賀 正浩君 宮里 松正君

谷津 義男君 角屋堅次郎君

井上 和久君 鈴切 康雄君

川端 達夫君 浦井 洋君

柴田 睦夫君

出席國務大臣

國務大臣 高鳥 修君

出席政府委員

國務庁行政管理局長 百崎 英君

總務庁行政管理局長 重富吉之助君

總務庁統計局長 田中 宏樹君

委員外の出席者

外務大臣官房外務参事官 小倉 和夫君

内閣委員会調査室長 岩淵 静君

委員の異動

十月十三日

村井 仁君 補欠選任 古賀 正浩君

同日 古賀 正浩君 補欠選任 村井 仁君

古賀 正浩君 補欠選任 村井 仁君

第一類第一号

内閣委員会議録第七号

昭和六十三年十月十三日

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の確保に関する法律案(内閣提出、第百十二回国会閣法第八二号)

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十二回国会閣法第八三号)

○竹中委員長 これより会議を開きます。

第百十二回国会、内閣提出、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の確保に関する法律案、及び統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。谷津義男君。

○谷津委員 上程されております二法案につきまして、自由民主党を代表いたしまして質問をさせていただきます。

方では、個人情報保護が大量に行政機関に保有され、利用されるようになりますと、国民の側から見れば、自分の情報が予期しない形で保有され、あるいは利用、提供されているのではないかと、不安感が増大されるのも無理からぬものがあるのではないかというふうに考えるわけであり、

一九八五年に総理府が実施した個人情報の保護に関する世論調査においても、国民の四八・二%がプライバシーの侵害がふえると思う、六八・九%が今後プライバシーの侵害の発生がふえるという調査結果が出ております。さらに、国民の七五・七%が個人情報の保護対策が必要であると感じているというふうに調査は発表されております。このようなことから、今日、個人情報のための立法化を図ることは、時代の要請にこたえる重要なものであるというふうに私は考えておるわけであり、

そこでお尋ねしたいわけですが、一般にプライバシーと言われているものが個人においても国政上におきましても尊重されるべきものであるということは、当然のことだというふうに思いますが、しかし、一般にある利益を法的保護に値する利益、いわゆる権利とでも申しましょうか、保護するためには、明確な内容と限定性を備えていることが不可欠というふうに思うわけであり、

プライバシーまたはプライバシー権というのですか、今日までいろいろの形で言われてき、また議論されてきておるところでありますけれども、その実態といえますかそのものは、抽象的であり、同時に、多義的な概念であつて、すべてを一つの法律で保護しようとすることは論理上無理ではなからうかというふうに私は考えているわけであり、

そこでお聞きしたいのでありますが、情報化社会におけるプライバシー保護対策はどう考えておるのか、また、その前提としてのプライバシーまたはプライバシーの権利と言われるものについて、はどのように認識をしておるか、この点について最初にお聞きしたいと思いますが、長官にお願いします。

○高鳥國務大臣 ただいま御指摘のように、国ないし地方公共団体が持つております情報量というものは非常に膨大なものになりつつありますし、これらがコンピュータ処理されることによりまして行政の円滑な推進に大きな貢献をしております。また御指摘のとおりであります。しかしながら、また反面、それらが大量処理され、そしてまた検索が容易であるというようなことからいたしまして、オンライン化された場合に、それらの管理をきちつとやっておきませんと、個人の情報がいろいろの面に流れていくというようなことによりまして、個人の権利というものが侵害されるというようなことがあつてはならない、このように考えておるところであります。

いわゆるプライバシーという問題につきまして、私は法律学者ではございませんので、正確な定義を申し述べた立場にはないわけであり、ただ、私どもが承知をいたしておりますところは、従来、プライバシーの権利というのは、ひとりにしておいてもらふ権利というふうな説明をされておりました、私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利ということが、かつて昭和三十一年九月二十八日、「宴のあと」事件における東京地裁判決などでも出ておるところであります。

さらにまた、情報化社会の進展に伴う今日のプライバシーの権利の概念としては、学説などにおいて、従来の伝統的な、ひとりにしておいてもらふ権利とするものから、自己の情報の流れをコ

第一類第一号

内閣委員会議録第七号

昭和六十三年十月十三日

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の確保に関する法律案(内閣提出、第百十二回国会閣法第八二号)

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十二回国会閣法第八三号)

○竹中委員長 これより会議を開きます。

第百十二回国会、内閣提出、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の確保に関する法律案、及び統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。谷津義男君。

○谷津委員 上程されております二法案につきまして、自由民主党を代表いたしまして質問をさせていただきます。

十一日に各党の質問が行われまして、その論議を聞いておりましたところ、何点かの問題点が浮き彫りにされてきたというふうに私は思うわけであり、特にOECDの関係、また収集制限の問題、適用除外の問題、訂正等、もうその問題が浮き彫りにされてきたわけであり、そこで、この問題につきまして質問をしたいと思いますというふうに考えるところであります。

行政機関における個人情報の電算機の利用は、行政の効率化や合理化に不可欠のものであると同時に、行政サービスの向上のためには大変な寄与をしておるといふふうに思っております。今後は、このような方向は一層前進させていかなければならないし、また、していくものというふうに考えているわけであり、しかし一

方では、個人情報保護が大量に行政機関に保有され、利用されるようになりますと、国民の側から見れば、自分の情報が予期しない形で保有され、あるいは利用、提供されているのではないかと、不安感が増大されるのも無理からぬものがあるのではないかというふうに考えるわけであり、

一九八五年に総理府が実施した個人情報の保護に関する世論調査においても、国民の四八・二%がプライバシーの侵害がふえると思う、六八・九%が今後プライバシーの侵害の発生がふえるという調査結果が出ております。さらに、国民の七五・七%が個人情報の保護対策が必要であると感じているというふうに調査は発表されております。このようなことから、今日、個人情報のための立法化を図ることは、時代の要請にこたえる重要なものであるというふうに私は考えておるわけであり、

そこでお尋ねしたいわけですが、一般にプライバシーと言われているものが個人においても国政上におきましても尊重されるべきものであるということは、当然のことだというふうに思いますが、しかし、一般にある利益を法的保護に値する利益、いわゆる権利とでも申しましょうか、保護するためには、明確な内容と限定性を備えていることが不可欠というふうに思うわけであり、

プライバシーまたはプライバシー権というのですか、今日までいろいろの形で言われてき、また議論されてきておるところでありますけれども、その実態といえますかそのものは、抽象的であり、同時に、多義的な概念であつて、すべてを一つの法律で保護しようとすることは論理上無理ではなからうかというふうに私は考えているわけであり、

そこでお聞きしたいのでありますが、情報化社会におけるプライバシー保護対策はどう考えておるのか、また、その前提としてのプライバシーまたはプライバシーの権利と言われるものについて、はどのように認識をしておるか、この点について最初にお聞きしたいと思いますが、長官にお願いします。

○高鳥國務大臣 ただいま御指摘のように、国ないし地方公共団体が持つております情報量というものは非常に膨大なものになりつつありますし、これらがコンピュータ処理されることによりまして行政の円滑な推進に大きな貢献をしております。また御指摘のとおりであります。しかしながら、また反面、それらが大量処理され、そしてまた検索が容易であるというようなことからいたしまして、オンライン化された場合に、それらの管理をきちつとやっておきませんと、個人の情報がいろいろの面に流れていくというようなことによりまして、個人の権利というものが侵害されるというようなことがあつてはならない、このように考えておるところであります。

いわゆるプライバシーという問題につきまして、私は法律学者ではございませんので、正確な定義を申し述べた立場にはないわけであり、ただ、私どもが承知をいたしておりますところは、従来、プライバシーの権利というのは、ひとりにしておいてもらふ権利というふうな説明をされておりました、私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利ということが、かつて昭和三十一年九月二十八日、「宴のあと」事件における東京地裁判決などでも出ておるところであります。

さらにまた、情報化社会の進展に伴う今日のプライバシーの権利の概念としては、学説などにおいて、従来の伝統的な、ひとりにしておいてもらふ権利とするものから、自己の情報の流れをコ

第一類第一号

内閣委員会議録第七号

昭和六十三年十月十三日

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の確保に関する法律案(内閣提出、第百十二回国会閣法第八二号)

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十二回国会閣法第八三号)

○竹中委員長 これより会議を開きます。

第百十二回国会、内閣提出、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の確保に関する法律案、及び統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。谷津義男君。

ントロールする権利というものを含むものへと展開してきているということ、そういう学説があるということについては私どもも承知をしているところであります。

〔委員長退席、前田委員長代理着席〕

ところで、私どもは、今回御提案申し上げてまいりましたこの法律につきまして、どうも個人情報保護法案というふうに一般的に短縮をして申しておりますので、その結果として、これがいわゆるプライバシー保護法案ではないか、プライバシー保護法案だということになれば、中身がこれはまことに欠落部分が多いではないかというおしかりを各方面からいただいたところであります。弁護士会の御指摘でありますとかあるいはまた労働団体の御指摘でありますとか、私どもいろいろそうした各方面の御意見、あるいは先日十一日に行われました各委員からの御質疑などにおきましても、プライバシー保護という面においては甚だごく一面しかとらえていないではないかという御指摘を数々いただいたところであります。

私どもは、個人情報保護法案と短縮して申しておりますが、これはプライバシー保護法案ではなくてデータ保護法案である。個人のデータのうち国がコンピュータ処理をしておるものについてこれを保護するというのが、この法律の趣旨でございます。したがって、プライバシー全般についてこれをカバーする機能はもともと持ち合わせていない、そういう性格のものであるということを御理解いただきたいわけであります。

問題意識といたしましては、プライバシー全般に対する法的な考え方については、法務省などが中心になってさらにまとめていただかなければならないと思います。それからまた、民間部門における個人情報処理についても、今後私どももいたしましても勉強してまいりたいと存じますし、関係各省庁におきましてさらに詰めていかなければならない、できるだけ早期にこれらの問題についても適切な対処をするように努力しなければならぬと考えておりますが、当面少なくとも、先

刻御指摘のあったような事情を踏まえて、政府が保有しております個人情報のうち、電算機処理されたものについて適切な管理体制を整える必要がある、このように考えて御提案した次第であります。

○谷津委員　今長官から非常に明快な本案に対するお話があったわけであります。本法案の「目的」の中に「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」まさに今長官のおっしゃった問題をここで指摘しておるわけでありますけれども、この目的規定を入れましたその真意といいますが、その趣旨をもう少し詳しく説明をしていただきたいと考えているのですが、よろしくお願いします。

○高島國務大臣 本法案は、ただいま申し上げましたように、国の行政機関が保有する電子計算機処理に係る個人情報報の取り扱いに関する基本的な事項を定めることによりまして、個人の権利利益を保護することを第一の目的とするものであります。

電子計算機処理に係ります個人情報取り扱いに関する基本的な事項を定めることは、行政運営の効率化、行政サービスの向上に不可欠な行政情報システムの発展にも資するものでございまして、このことがひいては国民一般の利益にもつながるものであります。このため第一条では、第一の立法目的である個人の権利利益の保護との調和のもとに、その目的の一つとして行政の適正かつ円滑な運営を確保することを掲げたものでございます。

OECDの理事会勧告というのは、そもそもがプライバシーの保護と情報の自由な流通との調和を目的として出されたものであると理解いたしております。もう委員御承知のように、欧州各国におきましては国境を越えた情報の流通というものが現に行われておる、そういうことと個人の権利の保護ということとの調和点を見出すべく勧告されたものであるというふうに理解しております。

○谷津委員 先ほど長官から、この法案について

はプライバシー保護法ではなくして、むしろデータ保護法であるというふうなお話がありました。が、コンピュータが今日の日本の社会を発展させているそのものにもなっているということは何人も認めることであろうと思います。また、今後

この問題については相当活用され利用されてくるということは、もう火を見るよりも明らかだろうと私は考えておるわけですが、そうなつてまいりますと、プライバシーの保護との関係というのも重要な問題になってくるだろうと考えるわけであります。今のお答えの中でこの両方の兼ね合いというのは非常に大事な問題になるだろうと思ひますが、この点について長官はどのようにお考えになっておりますか、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○高島國務大臣 先刻申し上げましたように、本法の第一の目的は個人の権利利益を保護するというところにあるわけでございまして、そのための措置として、本法では、個人情報保有制限、それから安全、正確性の確保、利用、提供制限、開示請求権など個人情報取り扱いの基本的な事項を定めることによりまして、行政の円滑かつ適正な運営を優先するものではなくて、それを図りつつも基本的な第一の目的をきちつと達成する、こういうことを考えておるところであります。

○谷津委員　確かに十一日の議論でいろいろその辺が大きな問題になって、今の御答弁のように、本法案が個人の権利利益を保護すること、それが究極の目的であることだということは私も十分に理解できたわけであります。

そういうふうなことを踏まえまして、本法案で扱っておりますところのいわゆる記載されている保護すべき個人の権利利益、これは何であるか、そして、一般にプライバシーと言われているものとどのように違うのか。これは本案の目的を示す非常に大事な問題であるというふうに私は思うわけであります。この辺のところをはつきりとお答えをいただきたいと思います。

○崎府政府委員 この法律で保護することを目的

とする個人の権利利益、これは電算機処理に係る個人情報を取り扱いに伴つて生じます侵害から守られるべき個人の権利利益ということでございまして、一つは、個人の秘密が公開されないこと。これは先ほど大臣の御答弁にもございましたが、

私どももプライバシー問題の専門家ではございませんけれども、個人の秘密が公開されないということは、要するに他人に知られたくないことを公開されないという意味で、普通に言われているプライバシーの範疇に入るものではなからうかと考えております。

それから二番目に、誤った情報あるいは不完全な情報によりまして自分に關して誤った判断がなされないということについての権利利益。これは例えば、不完全な情報をもとに情報が集められた場合に、場合によつては虚像が形成されるというおそれもあるわけでございます。その場合には、あえて言えば人格権というものにかかわる、つまり、そういう意味でもプライバシーの範疇に該当するものではなからうかというふうに考えておりますが、もう一つは、例えば誤った情報に基づいてある行政処分が行われた、その場合に財産上の損失をこうむつた、これはどちらかといえばプライバシーの問題よりはむしろ財産権の侵害というようなことにならうかと思いますが、いずれにしても、そういう間違った情報で受ける不利益から守られる。

それから三番目には、自己の情報を知る権利利益。

大まかに申し上げますと、この法律で保護される権利利益というのはその三種類ぐらいに大別されるのではなくらうかと考えておるわけでございます。

若干お時間をいただきますして、この個人の権利利益とプライバシーとの関係を、専門家ではごさいませんがもう少し整理させていただきますと、平たく御説明させていただきますが、プライバシーの領域を示す円がある、それからもう一つ個人情報の領域を示す円がある、この円が交錯して重

なっている、そういう図を念頭に置いていただき
たいと思うわけでございます。

その場合に、プライバシーの領域を示す円で個人
情報、の円と重ならない部分、これは、例えば勝
手に写真が撮られないとか、のぞき見をされない
とか、あるいは家庭内のいざこざが表に出されな
いとか、そういうところで言う電算機処理に係る
個人情報とは関係のないようなプライバシーの分
野に該当するのではなからうかと思えます。その
部分は、大臣も御答弁申し上げておりますように
この法律では対象にしていない。

今度は、二つの円がダブっている部分。これは
先ほどもちよつと御紹介いたしましたように、個
人の秘密が公開されないとかあるいは不完全な情
報で虚像が形成されないとか、そういうような
ことでございまして、国民の意識調査を見まし
ても、年間収入とか財産状態とか納税額とか、こ
ういった記録は他人に知られたくないという個人情
報の一番大きな分野を占めておりますが、そのほ
かに、家族等の家庭生活の状況とかそういうた
うなものデータとして電算機に入る、そういう
場合にはちよつとそういう意味でダブっている部
分に該当するのではなからうか。

それから三番目に、今度は個人情報領域を示
す円でプライバシーとダブっていない部分と申し
ますのは、例えば住所であるとか氏名であるとか
あるいは電話番号であるとか、それ自体をとつて
みれば必ずしも一般に言われるプライバシーでな
いものがございます。そういうものでありまして
も、仮にそれが使われ方によりましては、名前と
住所がどこかに知られたために頻りにダイレク
トメールが送られてくるとかあるいは電話がひつ
つきりなしにかかってくるとか、そういうような格好
になりますと、普通に言う住所、氏名、電話番号、
それだけをとりまれば一般に言われるプライバ
シーには直接関係は薄いわけですが、使われ
方によつてはそういうこともございまして、そ
ういう部分につきましても、この法律ではすべ
て個人情報というところで差を設けずに保護の対象

にしている、こういうことでございまして。

いずれにいたしましても、そういうことで電算
機処理に係る個人情報全体を対象にしてこの法律
ではこれを保護しよう、こういうことになってお
るわけでございまして。

○谷津委員 詳しい説明で結構でございますが
でも、時間が足りなくなりましたから、できるだけ
簡潔にお答えをお願いしたいと思います。

そこで、今お話を聞いておりますと、その中で
収集の問題というのがやはり問題になってくるの
じやなからうかというふうに思うわけであります
す。十一日の議論を聞いておりましたも、この問
題がかなり問題化されております。特にOECD
八原則との関係におきましてその問題が議論され
たわけであります。この収集制限、特にいわけ
るセンシティブ情報の収集制限について本法案に
は明確な規定がないというふうなことが随分言わ
れましたし、またあるいはOECDの原則を満た
していないというふうな議論もありました。これ
らから、収集制限を詳しく質問したいところと思
っているわけでありますけれども、その質問に入る
前に、まずOECDの勧告とはいかなる背景から
出されたものか、またその性格はどういうもの
であるか、この辺のところを御説明をいただきたい
と思ひます。

○重富政府委員 それではお答え申し上げます。
まず最初に、OECD理事会勧告の出でま
した背景について申し上げます。

昭和四十五年ごろから国際データ通信が急速に
発展をいたしまして、個人データが国際的に流通
が始まってきたというところは先ほど大臣が申し上
げたとおりでございまして、その際に、個人デー
タの保護ということが問題になりまして、ヨーロ
ッパ諸国では立法化の動きが出てきたわけでござ
います。これに関連しまして、世界の情報のネット
ワークについて圧倒的な占拠率を持つております
アメリカの経済的な利益と衝突のおそれが出てき
たわけでございまして。この相対立する二つの問題
を調整することを任されたのがOECDでござい

ます。そこで、OECDは小委員会を設けてまして、
プライバシー保護とデータの自由な国際流通の両
者をいかに調和させるかにつきまして話し合い、
検討を始めたわけでございまして。その結果出たの
がOECD理事会勧告であるというふうに理解し
ております。

それから次に、それではOECD理事会勧告の
性格はどうであるかということでございますが、
一般に国際協定のような拘束力を持つ性格のもの
ではないと私は理解しております。

○谷津委員 外務省来ていますか。——今説明を
受けたわけでありますが、我が国は当初からOE
CDの勧告を受け入れているというふうに聞いて
おるのですが、その検討過程におきまして、我が
国はどのような態度を表明してきたのか、まずお
聞きしたいわけであります。

○小倉説明員 ただいま総務庁から御答弁申し上
げましたとおり、日本政府としては、国際的
なデータの流通の促進、そういう作業には基本
的に協力するという態度だつたと思ひます。た
だ、先ほど申し上げましたように、その場合にプ
ライバシーの保護の問題との調和を図る必要があ
る。そういう問題につきましては、やはりいろ
いろの国々によつて法律的な制度も違う、いろ
んな歴史的伝統も違う、そういう点はやはり配
慮すべきであるという態度を基本的な姿勢として
維持しておつた、こういうふうに理解してござ
います。

○谷津委員 外務省がOECDにおけるガイドラ
インを検討する過程におきまして、日本の態度の
表明の中に、国情に適した形態で今後国内政策に
反映させるよう努力するというようなことを言っ
ておりますけれども、この国情に適した形態とい
うのをわざわざ入れたのは、その背景はどこにあ
るのか御説明いただきたいと思ひます。

○小倉説明員 これは、OECDで議論いたしま
した際に、やはり各国の国情の問題が、日本のみ
ならずほかの国からもいろいろ問題が提起されま
して、例えば連邦政府、連邦制度をとっている国、

あるいは地方制度、地方公共団体の権限の問題、
そういうもので各国違いがあるんじゃないか、例
えばそういうようなものも国情の違いじゃないか
という議論もございました。私もといたしま
しては、そういう制度的な問題のほかに、やは
り文化的な問題もある、あるいは伝統の違いも
ある、そういう法律的な制度の違いあるいは
伝統の違い、文化の違いといったものをすべて含
めまして、各国のいろいろな、今先生がおつしや
いました国情に配慮する、そういうものである。
現にそれは勧告の解釈、ノートにも、法制度や伝
統の違いによつて異なっているそれを勘案するん
だという趣旨が盛り込まれておる次第でございま
す。

○谷津委員 ただいまの外務省のお話を聞きまし
て総務庁にお聞きしたいわけでありますけれども、
OECDの勧告では、「加盟国は、「ガイドラ
インに掲げているプライバシーと個人の自由の保
護に係る原則を、その国内法の中で考慮すること
と」というふうにありますけれども、ガイドラ
インの八原則をそのまま立法化しなければなら
ないものかどうかということが一つ出てくるわけ
であります。それとも、その国の事情を踏まえてとい
う問題がありますが、この違いがあつてもいいも
のかどうか、これは非常に大事なものであります
が、それをお答えいただきたいと思ひます。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

ただいま外務省の方から御説明がございました
ように、私も、OECD理事会勧告の「解説
モラングラム」では、各ガイドラインをどのよう
に国内法の中で考慮するかというところは、第一義
的には加盟国にゆだねられていた。そしてそれ
は、先ほど説明がございましたように、法制度や
伝統の違いによつて異なっているはずである。し
たがいまして、そういうことから考えまして、ガ
イドラインの八原則というものを全くそのままの
形で立法化しなければならぬというものではなく
て、各国の事情を踏まえて実施してよいものと
いうふうに理解しております。

○谷津委員 ただいまの御答弁を聞きましてもう少し突っ込んでお聞きしたいわけですが、今外務省のお話の中にもありましたように、法制度あるいは伝統、文化あるいは歴史、風習、時によつては国民の意識の相違、こういうものもいろいろあるわけでありまして、その辺のところをOECDの勧告もしんしゃくをした勧告をしてお

るところが、十一日の議論を聞いておりますと、どうもOECDの勧告どおりに、何もかもと言つてはちよつと言ひ過ぎかもしれないが、そういうふうなものをやらなければいけないのではなからうかというふうな、そういう議論が大分ありました。本法案も日本の国情に最も適した国民の利益になるものでなければいけないというふうな私は考えるわけでありまして、そういうふうな観点から見ましたときに、この法案はまさに国民の利益に合つておるかどうか、この辺のところについて長官のお考えを一言だけお聞かせいただきたいと存じます。

○高島国務大臣 ただいま政府委員から御答弁申し上げたところでございますが、我が国の実情を十分踏まえた上で、なおかつまたOECD勧告の基本ラインというものをきちつと踏まえて、この法案というものは作成をさせていただいたわけでありまして、したがって、実は、私どもがOECDの担当者によるこの法案を提案した前にその概要について説明をいたしました。しかるに、OECDの担当官は、これは大変よくできている、もう二重丸も三重丸もやつていいという評価をしていただいております。

○谷津委員 OECDに褒められたということであるならば、この法案はそのまま通してもいいというふうには私は思うわけですが、先ほど申し上げましたとおり、ちよつと収集制限の各論についてお聞かせいただきたいと思うのです。この原則、特に情報の内容による制限については、OECDでは、単に、個人データの収集には制限を設けるべきであるとのみ規定されているというところでありましたが、なぜこのような規定になつておるのか、御説明をいただきたいと思うのです。

○百崎政府委員 OECDがこの勧告を出すに当たりまして、収集制限の原則を規定するに当たってはいろいろ議論が交はつたように伺つております。

その一端を御紹介いたしますと、情報の内容による制限につきましては二つの異なる見解がございまして、一つは、それ自体でセンシティブであつて収集を制限すべきである、そういうデータのカテゴリーを列挙してはどうかという意見が一方にございまして、それから他方、本質的にプライバシーに侵害するものはセンシティブなデータというものは、それは利用の仕方あるいは処理形態によつてそのようにセンシティブにもなる、こういう主張があつたように伺つております。そこで、この問題をめぐりまして専門グループがいろいろ議論をされたわけですが、結局のところ、センシティブと万人に認められるようなデータを定義づけることは不可能だ、こういう結論に達したようでございます。その結果、OECDの勧告では、今先生御指摘のように、単に、個人データの収集には制限を設けるべきである、こういう一般的な表現にとどめられたというふうに伺つております。したがって、このOECDの収集制限の原則は、個人情報無制限な収集を規制することになる何らかの制限を設けるようにこういうことを勧告しているものと私は理解いたしております。

○谷津委員 この問題につきましては、日弁連などの意見では、センシティブな情報をめぐる問題の重要性をどうもこの法案では全く無視しているとか、あるいは収集制限に関する原則の具体化を完全に欠落させているなどというふうな意見が出ておりますけれども、いわゆるセンシティブと言われるデータについて、その収集の原則禁止を規定することにはどのような問題があるか、この点については、大事な問題でありますのでひとつ詳しく説明いただきたいと思ひます。

○高島国務大臣 いわゆるセンシティブと言われるデータについてでございますが、その収集を原則禁止するということにつきましては、以下申し上げるような理由で適當でないと思ひます。

それは、個人情報の取り扱いに伴う個人の権利利益の侵害のおそれや懸念は一般に情報の種類や内容のみでは判断できず、利用の目的や電子計算機処理の仕方または提供先等が加味されて初めて明らかになるものと考えます。したがって、どのような情報が収集、保有すること自体、個人の権利利益を侵害するおそれになるかは、時代と場所または個人によつても異なり得るなど、相対的かつ主観的なものであり、法律でこれを網羅的に特定することは極めて困難であります。

また、行政機関の場合、公共の利益などの行政目的の実現のため、いわゆるセンシティブ情報に含められると考えられる個人情報を取り扱わざるを得ない場合も少なくございません。仮に、そうしたもののについての収集制限を規定するということになりますと、逆にこれを広く適用除外として規定せざるを得なくなり、この法律自体に非常に大きな適用除外が生ずることになりまして、適當でないと思ひます。本法は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取り扱いに関するいわば一般法でございます。したがって、電子計算機処理に係る個人情報一般を対象にその取り扱いの基本原則を定めるものでございまして、したがって、御指摘のような個人情報について、その収集や記録を制限する必要があるとすれば、むしろこれらの個人情報を取り扱う個別の行政ごとに、その行政目的との関連において所要の措置を講ずることを検討することが適當である、このように考えた次第でございます。

情報の収集制限といったやり方はとられておらないところでありまして。

○谷津委員 よく日弁連等では、この問題については加藤研究会を引用しております。ここに五十七年の七月に出された報告書があるわけでありまして、これによりますと、「個人データの収集は、当該行政機関等の所掌事務の範囲内で、収集目的を明確にし、その目的の達成に必要な限度において、適法かつ公正な手段によつて行わなければならない」というふうに書いてあるわけでありまして、加藤研究会でこの情報の内容による制限については、この問題についてどのように言つておるか、いまだ少し詳しく御説明いただきたいと思ひます。

○重富政府委員 お答え申し上げます。加藤研究会意見におきまして情報の内容により制限についてのくだりを、ちよつとポイントだけ読み上げさせていただきますと思ひます。データ自体の性質から、思想、信条、宗教等個人の内心の自由に関するデータ、犯罪、逮捕歴、特定疾病歴等プライバシー侵害のおそれの大きいいわゆるセンシティブなデータについて収集を原則として禁止又は制限することは、プライバシーの内容及び侵害の形態が必ずしも確定しておらず、またどのようなデータがセンシティブであるかは、時代と場所又は個人によつても異なるなど、相対的かつ主観的なものと考えられ、法律でこれを特定することは困難であること、また仮に特定できたとしても行政機関においては、所管行政の執行において、センシティブなデータを取り扱わざるを得ない場合も少なくなく、これを適用除外とすれば、その範囲は広く、そもそもデータの種類を特定し規制することの適否が問われるなどの問題がある。と述べられておるところでございます。私どもは、そういうところから、加藤研究会の結論をただいま谷津先生からお示しいただいたわ

けでございすけれども、この加藤研究会の結論と、私どもが本法案で保有制限を規定してあります第四條の考え方というのは基本的に同じではないか、こんなふうな考えておるところでございす。

○谷津委員 そこで、OECDの八原則、いわゆる収集制限以外の原則というのがあるわけでありますが、本法案ではどのように措置をしておられるのか、その概要をお聞かせいただきたいと思うのです。

○百崎政府委員 この収集制限以外の原則は七つございす、若干長くなりますので、対応するこの法案の条項だけを申し上げて、その対応関係をお示ししたいと思います。

一つは、八原則のうちデータ内容の原則というのがございす、これに対応するものが、本法で言う保有制限、第四條の規定、それから正確性確保の第五條第二項の規定、これが対応することになっております。

それから目的明確化の原則、これは、本法で言います第六條の事前通知の規定、それから第四條第一項の保有制限の規定、これがこの目的明確化の原則に相当いたします。

それから利用制限の原則でございす、これは、第九條の利用、提供の制限という規定がこれに対応するわけでございます。

それから安全保護の原則でございす、これは、第五條第一項の安全確保の義務の規定がこれに対応いたします。

公開の原則は、第七條のファイル簿の作成及び閲覧、それから第八條の公示の規定がこれに対応いたします。

個人参加の原則は、第十三條の開示請求の規定と第十七條の訂正の申し出の規定、なお、第二十條の苦情処理の規定もこれに関連して対応いたします。

それから責任の原則、これはいろいろな条文がございす、基本的には、各条項に基づきまして、ファイル保有機関の長が、例えばファイルの

保有制限あるいは安全、正確性の確保、ファイル簿の作成、閲覧等々のことにつきまして責任を有する、こういう建前になっておりますので、基本的には、私ども、この収集制限以外の七原則はすべて本法において所要の措置を講じている、このように考えております。

○谷津委員 ただいま局長の御説明を聞いたわけでありすが、このOECD理事會勧告の八原則と本法案との対比したものがありますか。もしそういうものができるのであるならば、後で文書でいただきたい。そうすればはつきりと今のことがわかるのではなからうかと思うのです。もしよろしければそういったものの資料を御提出いただきたいと思ひますが、よろしうございすでしょうか。

○百崎政府委員 既に一応手元にできておりますので、いつでも御提出いたします。

○谷津委員 よろしく願ひいたします。次に、適用除外の問題につきましてお聞きしたいと思ひます。

この事前通知あるいは公示、利用、提供、開示請求等の各段階でいろいろの適用除外が設けられておる。これが先日の委員会においても、余りにも適用除外が多過ぎるということでありまして、これではプライバシーの保護ではなくて、政府による情報管理法ではないかというふうな議論が随分出たわけでありす。この点については、大変重要なことであります。この点については、大変重要なことではないかというふうな私思ひをしておきますが、それぞれの適用除外の考え方をはつきりとお答えいただきたい、これをお願いしたいと思ひます。

○高島國務大臣 本法案を立案するに当たりまして、私どもといたしましては、適用除外をできるだけ少なくしたいということと一生懸命努力をしたところであります。ただ、事前通知、公示、利用、提供、開示請求の各段階におきまして、公共の利益や本人あるいは第三者の利益をも考慮する必要があるということからいたしまして、今回の

案になったわけでありす。

事前通知につきましては、国の安全に係るもの等極めて秘密性が高いものと、短期間に消去をされるもの等改めて通知をし公示するまでもないものにつきまして、適用除外としてゐるものであります。それから公示については、公共の安全や秩序の維持等極めて公共性の高い事務に限って公示しないことができることとしたものであります。

利用、提供については、公共の利益や本人の利益になる場合に例外的に目的外にも利用、提供ができるものといたしております。それから開示については、本人の利益あるいは公共の利益を考慮し、例外的に開示できない場合、例えば医療、教育、刑の執行等でありすが、あるいはまた開示しないことができる事項を法律上限定的に列挙いたしております。

なお、必要があれば詳細については政府委員に答弁させます。

○谷津委員 お願いいたします。

○百崎政府委員 ポイントは今大臣から御答弁申し上げましたが、若干補足して御説明させていただきます。まず事前通知の適用除外についてでございますが、この事前通知制度の趣旨は、何しろこの法律が新しい制度でございすので、各省がこの法律の運用に当たって統一性を欠くことがあつては困る、あるいは法の趣旨を誤解して本来ねらつてゐる趣旨に沿わないような運営をしては困る、そういう意味で総務庁に事前通知をしていただくにつきまして、総務庁がそういった点についての調整をする、こういう制度でございすので、基本的には、一つは秘密性が非常に高く総務庁が事前通知を受けて調整を行う余地が極めて乏しい、そういうものは適用除外にいたしております。もう一つは、記録項目や利用のされ方から個人の権利利益の侵害のおそれ少なくて、特に事前通知をして総務庁が調整をする必要性が少くないもの、そういうものにつきましては事前通知の適用除外にいたしております。

それから、公示の適用除外でございすが、こ

の公示制度と申しますのは、自己情報の開示請求権を行使する前提になる制度でございすので、基本的にはできるだけ広く公示すべきだと思いますが、ファイルの中には、その概要を公示することによりましてそのファイルの保有目的の達成を著しく阻害する、そういうものもございすので、それらにつきまして適用除外にいたしたわけでございます。

それから、利用、提供の制限の例外でございすが、行政機関が持つております個人情報につきましては、行政サービスの向上あるいは国民負担の軽減を図る、こういう観点から行政機関相互間の情報の有効利用など、そういうことに資する必要もございすし、また本人の利益のために目的外に利用、提供することが要請される、こういうこともございすので、目的外の利用、提供を一切認めないというのは適當でない。そこで、個人の権利利益の保護と公共の利益との調整を図る、こういう観点から、一定の除外事項に該当する場合にだけ例外的に目的外にも利用、提供できる、そういうことにしたわけでございます。

最後に、開示請求の適用除外でございすが、自己情報の開示請求権、これは先ほど申し上げましたように自己の情報を知らることが出来る利益を法律上保障するというものでございすので、これもできるだけ広く開示請求ができるように考えておりますが、ただそういった開示請求権も、その他の利益、例えば本人の利益あるいは公共もしくは第三者の利益に配慮しなければならぬ場合もございまして、そういうことで、個人情報等を本人に開示することがそういった他の利益を害することになると認められる場合には開示を拒否することも許される、このように考えまして、限定的に例外事項を列挙いたしまして、そういう場合には対象外にした、こういうこととございす。

○谷津委員 そこでお聞きしたいのですが、OECDは八原則の適用除外についてはどのように言つてゐるのですか。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

八原則の適用除外につきましては、OECDのガイドラインでは「国家主権、国家安全保障及び公的政策（公の秩序）に關係するものを含め、一、できるだけ少なくすること。二、公衆に知らしめること。」という表現で書かれておりますが、このガイドラインを解説しました「解説メモランダム」によりますと、こういうふう述べておられます。すべての例外事項をメモランダムに具体的に列挙することは不可能であるとして、それぞれ各国の実情に沿った例外を設けることを認めております。

○谷津委員 そこで、各種の適用除外のうち、教育とか医療とかあるのは刑の執行等に関するものを開示請求権の適用除外とすることは、むしろ我が国の国情、国民意識を考慮したものと私は理解をしておるわけでありまして、そういう理解でよろしいのかどうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○百崎政府委員 まさに今先生御指摘のように、適用除外の規定は専ら、我が国の国情あるいは国民意識から本人の利益にならない場合がある、そういうことを考慮したものでございます。

この適用除外のうち、教育關係あるいは医療の關係につきましては、学校教育法に規定する学校における成績の評価とかあるいは入学者の選抜に關するもの、それから病院、診療所等における診療に關するもの、これにつきましてなせ適用除外にしたかという理由を申し上げますと、開示請求を認めて場合によつて拒否する、そういう制度を仕組んだ場合には、先般も申し上げましたが、不治の病の場合など、これはどうしても拒否せざるを得ない、そうすると、拒否された場合は、どうしても自分は不治の病なのだという判断を本人に抱かせるわけでございます、おのずからそういうことで本人にそれとなくわかる、悪影響を与えるという場合が考えられるわけでございます。それから、教育あるいは医療という問題につきましては、本来教師と生徒あるいはお医者さんと患者の信頼關係に基づいていろいろ行われるわけござ

いますので、国と国民との權利義務關係というところでこれをとらえて規律するのは必ずしも適當ではないのではないかと、こういう観点から、教育上あるいは医療上の見地から本人に開示をしない、そのところはお医者さんあるいは先生の専門的な御判断に任せるといふことにしたわけでございます。

いずれにしても、この規定があるからといって、こういう成績の評価とか病名とかいふことを先生なりお医者さんが言つてはいけない、そういう禁止するといふことでは全くございません。もし聞いて必要があればいつでも教えるという道は当然残されているわけでございます。

それから、刑事事件に係る裁判等の処分、刑の執行に關するもの、これも一律に開示請求の対象にしますと、例えば前科のチェックに使われるといふようなことも予想されるわけでございます、そういう場合には明らかに本人の不利になる、そういうことも考えられますので開示請求の対象にはしなかつたといふことでございます。

○谷津委員 OECDでもその勧告の中でそういうことを申し上げるというものでありますけれども、日本に最も適した法律をつくる、これは私先ほども申し上げたわけでありまして、いわゆる国情に合せて今回の法律案にしたという、何かこれ以外のものでも特に配慮した点があつたならば、その辺をお聞かせいただきたいと思ひます、何かありますか。

○重富政府委員 例えて申しますと、この法律を執行するためにヨーロッパ諸国のように第三者機関を設けてこれをコントロールするといふことでなくて、一応行政組織の中で総合調整を担当している総務庁をして統一性、法律の適合性といふことを監督させる、そういうふうな制度を設けていくわけでございます。

○谷津委員 よくわかりました。次に、プライバシーの保護の観点から申し上げますと、保護対策が必要なのは民間部門でも同じだろうといふふうに私は思ふわけでありまして、

ところが、この民間部門については除外されておるわけでありまして、諸外国はどのようなことになつておるのか、諸外国の例をお聞かせいただきたいと思ひます。

○重富政府委員 お答え申し上げます。主要国だけに限らせていたしたいと思います。現在サミット参加国、七カ国でございますが、日本とイタリイがまだ法律ができておりませんが、法律ができておりますアメリカ、カナダ、フランス、イギリス、西ドイツについて申し上げたいと思ひます。

公的部門と民間部門を一つの法律で規制している国はフランス、イギリス、西ドイツでございます。これはヨーロッパ諸国が中心でございます。それから公的部門のみ規制しているという国がアメリカとカナダでございます。ただし、もう少し詳しく申し上げますと、同じく公的部門、民間部門を一緒に一つの法律で規制しております。西ドイツでは民間部門については別建てでやつておる、そういうところもございまして、要するに、法律の中で公的部門と民間部門を別建てでやつておる。それから先ほど申し上げました公的部門だけを規制しておりますアメリカ、カナダでも、個別法で民間部門についてもコントロールしているところがございます。例えて申しますと、アメリカでは金融プライバシー権法といふことで個人情報情報が保護されるような法律をつくつております。カナダも信用報告法とか銀行法等個別法で民間部門の個人情報保護を図つておるといふ実態でございます。

○谷津委員 最近、長官はヨーロッパの方へ行きましてこれの研究をなされてこられたように私は聞いておるわけでありまして、イタリイにおいては民間を入れることに反対して法律ができなかつたといふふうには私は聞いておるわけでありまして、長官はこの点はどうなふうにお考えになつておりますか、お聞かせいただきたいと思ひます。○高島國務大臣 先般、五月の連休の際に、私もお許しを得ましてヨーロッパ各国の個人情報保護

法案の実施状況について視察をいたしました。その際、イタリイではパッサリという法務大臣と会談をいたしました。このパッサリ法務大臣の説明では、法案そのものについて議論があつて廃案になつたというよりは、ちょうど政変があつてそのために継続審議ができなくなつたといふような事情があつたのだといふことを申し上げておりました。なおまた、日本の法律ができればその法律も大いに参考にしながら、我々としても一回出し直しをしたいといふふうに申し上げておりました。

○谷津委員 よくわかりました。次に、民間部門についてでありますけれども、一般的に国民感情から申し上げますと、間違つてブラックリストに記載されたとか信用を受けられないような状況が情報によつて起きた、あるいは思わぬところで自分の住所や氏名や他の情報が名簿登録され、物品の購入、勧誘を受けて煩わしいとかといふ問題がいろいろ起つていゝといふふう聞いておるわけでありまして、民間においても個人情報保護対策が必要であるといふふうに私は考えるわけでありまして、そこで、この法案を提案いたしました総務庁といたしましては、この民間部門の保護対策のあり方についてはどのように考えておられるのか御説明をいただきたいと思ひます。

○高島國務大臣 民間におきましても、ダイレクトメールなどに見られるように非常に個人情報といふものが集積されておる、あるいはまた個人のいわばプライバシーとして最も秘匿をしたい部門に属します資産とか負債、そういうようなものについてもかなり民間部門においてはいろいろなデータを持つておるというふうな報道もなされておるところであります。私も、私どももいたしましては、民間部門についても適當な規制を速やかにやるべきであるといふことは基本的に考えております。このことは、「昭和六十三年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」といふことで私もまとめまして閣議決定をいたしましたものであります、その中におきまして、「民間

企業等の保有する個人情報保護についても、それぞれの関係省庁において所要の連絡調整を図りつつ、引き続き検討を進める」ということに決定をしておられるのであります。この閣議決定に基づきましてそれぞれの関係省庁、経済企画庁、大蔵省、通産省などがございまして、それらにおいてできるだけ速やかに今後立案の方向に向かつて検討を進めていくべきものというふうに考えております。

ただ、先ほども諸外国の例について御説明申し上げたところでありますが、私、西ドイツで民間部門についてどの程度実効性が上がっているかというところについて担当官に質問をいたしました。しかるところ、やはり民間部門についてはいわずに強制ではなくて届け出、自分のところではこういうデータを持っていきますよという届け出をやっておるようでありまして、その届け出の率は一体どの程度になっているかと言つて聞きましたら、まあ六割程度かなというような答えでありまして、必ずしも法律で規定をしているからといってすべてをカバーできているという自信はないというようなどございまして。

私も、そうした諸外国の例を踏まえ、あるいは今日のプライバシー保護に対する国民の要望の高まり、そういうものを踏まえまして今後検討してまいりたいと存じますが、今回この法律を制定していただけますならば、それは前進へ向かつての大きな足がかりになるのかなというふうに期待しているところでございまして。

○谷津委員 先ほど御説明の中に、主要先進国の中でも最近データ保護法を制定した、一九八四年です。イギリスで制定をしたというふうに私も聞いておるわけです。イギリスでは電算処理の情報に限っているというふう聞いていたわけでありまして、その理由は何かであつたか。それからマニュアルですか、手作業処理の情報も含めるべきであるというふうな議論もあつたというふう聞いておる。十一日の議論を聞いておりました。この問題については各党から議論がありました。

その内容はどのようなものでありますか、お聞かせいただきたいと思います。

○高島国務大臣 御指摘のように、イギリスでは一九八四年データ保護法第四条というのがありまして、法律の対象とする情報を電子計算機により処理される形態で記録されている情報に限定しているところでございまして、その理由をいたしましては、政府における検討におきまして、電子計算機処理によつてプライバシーの侵害が将来現実化すると思へられたことがその理由であります。それからまた、イギリス国内の情報処理業者が他国から不利益な取り扱いを受けることがないようにするため、欧州評議会の個人データの自動処理に関する個人の保護のための条約を批准する前提として国内法制定の必要が生じたことが、同法が電子計算機処理に係る個人情報保護の対象とすることとした理由であります。

データ保護法案の国内の審議におきまして、手作業処理の個人情報も法律の対象とすべきであるという論議があつたのであります。政府は修正に応じませんでした。その理由は、手作業処理情報のすべてを対象とすれば法律の実効性が確保できない、多種多様な手作業処理情報について対象とする範囲を限定することは極めて困難である、以上のような理由から手作業処理については対象としないということにいたしましたところであるというふうにお伺いしております。

○谷津委員 次に、目的外の利用、提供につきまして個人情報ファイルの保有目的外の目的のために利用、提供された場合、収集されたときの背景、事情等が無視されたり、部分的な情報のみに基づいて虚像が形成され、その結果国民の権利利益が侵害されることになりはしないか。そのため、目的外の利用、提供は厳しく制限すべきであり、OECDの各国におきましては、本人の同意がある場合または法律の規定による場合に限定をしております。しかし本法案では保有機関内部における目的外利用や、外部機関に対する目的外提供も相

当な理由があるときは認めることとしており、目的外の利用、提供を厳しく制限していないのではなからうかというふうな批判もあるわけでありまして。そういう面から、この目的外利用、提供についてその中止を求める権利を認めるべきであるという意見に対してはどのようなようにお考えであるか、お聞かせいただきたいと思います。

○百崎政府委員 我が国の行政訴訟制度は、ある行政処分が行われてそれによつて特定人の具体的な権利利益が侵害された、こういう場合に行政不服審査、そして最終的には裁判によつて救済を図るということが原則であることは先生よく御承知のとおりでございまして。

そこで、個人情報目的外に利用、提供された、それだけの理由で、まだその特定人の具体的な権利利益が侵害されていない段階で中止請求権を認めるということとは、今申し上げましたような事後救済を原則とする現在の行政訴訟制度に対する非常に大きな例外を認めることになるわけであつて、まして、それは、なぜ電算処理の場合にだけそういう例外を認めるのか、そのほかの行政情報一般の取り扱いの場合には認めないのか、そのあたりのバランスはどうなのか、そういうような問題もございまして、慎重に検討を要するというところで中止を求めることを権利としては認めなかつた、こういうこととございまして。

○谷津委員 個人情報の利用、提供のいかんによつては誤った認識やプライバシーの侵害のおそれが大きい、そして使用目的や方法を厳しく制限すべきであるというふうな考え方は、十一日の委員会の中でもそういうふうな議論がありました。そういう中で、受領者の措置要求に関し、行政機関等に対しその制限を課する場合のみ、事務の遂行を不当に阻害することのない旨の留意規定を設けた理由につきまして、お伺いをいたしたいと思います。

○百崎政府委員 第十条の受領者の措置要求の規定でございますが、国の行政機関それから地方公共団体及び特殊法人は法律の規定に従つてそれぞ

れの事務を遂行しているわけにございまして、これらの機関に対する措置要求に当たりましては、過度に使用目的あるいは使用手法などについての制限を課するとかあるいは安全確保の義務を課するとかいうことで、そのためにそういう受領者の事務処理が極めて煩雑になったり事務が遅延する、そういうことによつて本来の提供目的を失する場合が考えられます。ここでは、単に業務の遂行が阻害されるというだけではございまして、不当に阻害されることがないように、こういう規定をしているわけにございまして。

○谷津委員 次に、訂正についてのお伺いをいたしたいと思います。個人情報の取り扱いにしましては、国民の権利利益を国民自身が守る方法として、開示に次いで重要なのが訂正の問題ではないかと思うのであります。個人情報に誤りがあつたときは訂正すべきであることは当然であり、訂正については国民の権利として認めるべきであるというふうに思うわけでありまして、本法案第十七条では訂正の申し出を規定するのみということになっておるわけでありまして、この訂正の申し出した理由をお聞かせいただきたいと思います。

○百崎政府委員 個人情報の中で明らかな誤りがある、こういう場合には訂正の申し出をするというようにございまして、行政機関が調査してそれを訂正するというのは第五条の正確性の確保の義務の規定からも当然のこととございまして、そういう場合には訂正の申し出ということで職権発動を促すだけでも十分ではないかというふうに考えたわけにございまして。

それから、行政機関の判断とか評価に係る個人情報あるいは特定の行政処分の基礎になっている個人情報の誤り、こういうものにつきましてはいろいろ問題が、当事者間で争訟等が起る可能性もございまして、そういう場合には、そういう誤った情報に基づいて自分は不利益を受けたという理由にして、行政不服審査とかある

いは行政事件訴訟という現在の争訟制度によつて救済を図ることが適當ではなからうか、このように考えたわけでございます。

それからもう一つは、先般もちよつと御説明いたしました、この訂正請求権というものを認めますと、同じ個人情報につきまして訂正請求権と、それに基づいて行われた行政処分、これの取り消しを求める訴えとが二重に重なる、そういうような問題もございまして、訂正請求権を権利としてここでは認めなかつたわけでございます。

そういった問題もございまして、昭和六十三年に改正されました住民基本台帳法におきましても訂正の申し出、こういうことになつております。そのほかにも同じような立法例が幾つかござい

○谷津委員 この法律は我が国にとつても初めてでありますし、非常に新しい問題を抱えて法律だけに、この法案をまとめるに当たりましたは長官初め皆様方大変御苦労をなされたことを十分に拝察できるわけでございます。心からそれに敬意を表するものであります。本法案を施行した後、問題があれば積極的に修正を行う考えがあるかどうか、この問題について長官にお伺いしたいと思ひます。

○高島国務大臣 本法案につきましては、先刻来申し上げておりますように、OECDのガイドラインに沿つた形で、なおかつまた諸外国の立法例やその運用の実態を参考にしながら、今日まで私も十年余りの歳月をかけてまして勉強してまいつたわけでありまして、我が国の行政の実態あるいはまた情報処理の現在の状況、そうしたものを十分勘案いたしまして作成したものであります。したがひまして、現時点においては最善を尽くしたというふうな考えでおります。しかし、いわゆる情報処理の手段というものは日進月歩でありまして、どんどん新しいシステムなども出てまいりるわけでありまして、それから、何分にも初めて施行する法律でございますので、したがつて実際に施行してまいりました場合にうまくいくかどうかとい

うことについては常に反省もしていかなければならないものだといふふうに考えております。今、何年後に見直しをするなどというようになことを申し上げることは適當でないと思ひますが、私も申し上げましては、今後この法律を施行した上で、なお学識経験者等の御意見も十分聞く場を持ちまして、御意見を拝聴しながら検討を重ねてまいりたい、このように考えております。

○谷津委員 次に、私は、本法案は情報公開問題とはかなり深い関係があると認識をしてゐるわけでありまして、総務庁は情報公開問題についてはどのように考えておられますか、今後どのように取り組んでいくのか、そのお考えをお聞かせいただ

○高島国務大臣 情報公開につきましてはかねがね民主的で公正な行政を確保するという観点からいたしまして、国民の皆様方の間にそうした御要望が非常に強いことを私も承知いたしております。そこで六十三年の行革大綱、これも私も私の担当でありますので、決定をさせていただいておるわけでありまして、制度化の問題については今後引き続き調査検討を進めるといふことにはいたしまして、まずできることとして文書閲覧窓口制度の整備充実など、行政運営上の改善に関する具体的な方策を進めていくことをいたして

この情報公開という制度は我が国にとりましては全く新しい分野でございます。広範多岐にわたる関連領域との調整など、問題が非常にたくさんございまして、したがひまして、結論を得るにはまだ若干の時間がかかると存じますが、私もまたいたしましては、そうした方向に向かって努力をしていきたいと思ひます。

ただ、一つ御理解をいただきたいことは、本法案に個人情報開示という面が盛り込まれておりますので、いわば情報公開制度の一環として受け取られがちであります。これはそういうことではないわけでありまして、あくまでも個人情報に間違いがあつてはいけないという意味合いにおいて本

人に限りこれを開示するということであります。それに対して情報公開ということとは、もう委員御承知のとおりであります。広く行政情報一般を原則としてだれにでも公開するということでありまして、その辺がやはり性格的に若干違ふものであるといふふうに考えております。

○谷津委員 個人情報保護法案関係の最後の質問案に取り組む長官の決意をひとつお聞かせいただ

○高島国務大臣 先刻来御指摘がございまして、高度情報化社会といふものの進展は極めて速いスピードで展開しておるわけでありまして、そのために、国民皆様方の間に個人の情報がいろいろと目的外に転用され流出をするのではないかと

○谷津委員 次に、統計法及び統計報告調整法の一部改正につきまして質問をしていきたいと思ひ

これは大きくは保護、調査票の使用規制といひます。か、そういうふうな問題を含んでの話にもなるんだらうと思ひますけれども、この件についてこれから逐次質問していきますので、時間が余りありませんので、ひとつ簡潔に御答弁をいただきたいと思ひます。

我が国の統計水準は世界の最高を行つてゐるというふうには私に考えております。特に、技術の進歩、経済情勢の変化が進むにつれまして、状況を的確に把握分析することは大変大切なことでありまして、統計に関する期待、役割といふものは今後ますます大きくなつてくるのではなからうかというふうに思ふわけでありまして、

行政の円滑な運営に資するため、統計調査に係る秘密の保護を図る等所要の措置を講じ、被調査者の統計調査に対する信頼を確保する一旨を挙げておりましたけれども、これは、国民のプライバシーの意識の高まり等による統計調査をめぐる環境が年ごとに厳しくなつてゐることへの対応ではなからうかというふうには私は思つたわけでありま

○高島国務大臣 今回改正案を提案いたしました趣旨は、まさに委員が御指摘のとおりでありま

もう時間も迫つておりますので、法律案の主な点についてだけ申し上げてみたいと思ふわけでありまして、まず第一に、指定統計調査以外の統計調査等につきまして、現行法上秘密の保護に係る規定が整備されていなかったという点について、その秘密の保護を図ることといたしてあります。

第二番目に、指定統計調査以外の統計調査等によつて集められた調査票等については、現行法上その使用規制に関する規定が整備されていなかったわけございまして、統計上の目的以外に使用することを規制するものとしていたしております。

それから第三番目に、指定統計調査等によつて集められた調査票等の滅失、漏えい等を防止するため、調査実施者が適正な管理を行うこととするものでございまして、その他、統計調査の運営上必要な規定の整備を行う、いわば欠落部分について整備を図るというところでござい

（前田委員長代理退席、委員長着席）

○谷津委員 次に、統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案を提出するまでの経緯について、ひとつ局長の方からお伺いしたいと思ひます。

○田中（宏樹）政府委員 昭和六十一年の十月でございますが、統計審議会から「統計行政の中・長期構想について」という答申が行われました。その中で、届出統計調査及び統計報告の徴集につきまして、秘密の保護を図る観点から法的規制等を検討するとともに、個人情報保護の保護に関する法制定の動きに対応いたしまして、統計調査における秘密保護のあり方について検討するようにという提言がなされました。

他方、六十二年行政大綱におきまして、「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護の制度的方策については、法的措置を講ずる方向で、そのための具体的検討を行う。」こととされたわけでございまして、これらを受けまして、昭和六十二年の十二月統計審議会答申及び六十三年行政大綱におきまして、統計調査の特殊性から、個人情報保護法とは別途統計関係法令において措置するものとし、「所要の規定の整備を図る方向で具体的検討を行う。」こととされまして、前国会、ことしの四月二十八日でございますが、本法案を提出したものでございます。

○谷津委員 ただいまの説明を聞いておりますと、この法案は必ずしも個人情報保護法案との関連だけではなくて、統計審議会の答申を受けて独自に統計調査の円滑な実施のために基盤整備といひますか、それを図ろうとしたことだというふうな理解をしたわけであります。

ところで、昭和六十一年十月二十五日の統計審議会答申「統計行政の中・長期構想について」においては、届出統計調査及び承認統計調査について、報告者の秘密保護を図る観点から、法的規制あるいは統計データの提供、利用方法に関する統一的基準の設定等の措置を講ずる必要があると提言をされておりますが、大変これは大事ななことだ

ろうというふうには私は思うのであります。しかし、統計を作成するために集められた情報を、利用促進ということではかたに利用するあるいは使用するということは、調査に協力していただく国民の方々に不安感を与えるという心配は私にはあるわけであります。統計調査に対する信頼を失わせることにならないようにしっかりとやらなければいかぬというふうな考えをしております。その点、改正案の中では統計調査によって集められた調査票についてどのように秘密の保護を拡張しようとしておられるのか、この点お伺いしたいと思ひます。

○田中（宏樹）政府委員 統計調査におきまして秘密の保護といひますものは、すべての統計調査に共通して遵守されるべき基本的要件であるというふうな思ひます。現行法令上規定のない届出統計調査、それから承認統計調査につきましても、指定統計と同様秘密の保護義務規定を設けるなど、秘密の保護に関する所要の法的整備を行いたいという趣旨でございまして、その中身でございまして、本法律案では秘密の保護義務、それから目的外使用規制、もう一つは調査票の管理という規定の整備を行うものでございます。

○谷津委員 よくわかりました。次に、指定統計調査について既に調査票の使用規制の仕組みがあつて、統計上の目的以外には使用されないようになっておりますが、今回、今まで仕組みのなかった届出統計調査及び統計報告の徴集といひます承認統計調査についてもそのような仕組みが設けられるようですので、かなり私は評価をしておるところでございます。

そこで、地方公共団体の関係についてお伺いしたいというふうな思ひます。国では、国の実施する統計調査は指定統計調査や承認統計調査として総務長官の承認を必要としておられるところでありまして、地方公共団体の実施する統計調査は届出統計調査として総務長官に届け出をするものというふうな聞いておられるわけ

であります。それが今度の改正案では、地方公共団体の実施する届出統計調査が調査票の使用規制及び調査票等の適正管理の規定の適用除外になつておられるように思ひます。これは地方公共団体の実施する統計調査と国の実施する統計調査とに何か違いがあるからなのだと私は思ひます。何か違いがあるのかどうか。それから、統計調査に対する信頼を確保する観点からは、国であれ地方公共団体であれ差別があつてはいけませんというふうな思ひます。局長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○田中（宏樹）政府委員 今回の改正案では、届出統計調査につきましても目的外使用規制に関する規定及び調査票等の管理に関する規定を設けることにしておりますが、先生御指摘のとおり、地方公共団体が実施する届出統計調査についてはこれらの規定を適用しないこととしております。これは、地方公共団体の実施する届出統計調査に実施される必要ない統計を作成するために独自に実施されているものであること、また、地方公共団体に於いては既に統計調査条例等におきまして秘密の保護の規定が設けられていることから、地方公共団体の自主性を尊重し、その実情に合わせる条例等において定めることがより適当であると考えたからでございます。なお申し上げますと、四十七都道府県のうち、統計関係の統計調査条例を持つておる都道府県は四十三でございます。そういうことも考慮いたしましてこういう規定にしたわけでございます。

ただ、先生御指摘のとおりでございますが、しかしながら、目的外使用規制及び調査票の適正管理といふものは、統計調査に対する信頼を確保する観点からはすべての統計調査に共通する基本的要件であるというふうな考えます。このため、地方公共団体が実施する届出統計調査にあつても、統計調査実施者は集められた調査票等の適正な使用及び管理に努めなければならない旨の規定を、十五条の四でございまして、設けることにしたわけ

でございます。

○谷津委員 統計調査に関する最後の質問にしたいと思ひますが、国民負担についてでございます。

今回の改正法案のように、統計調査に対する信頼を確保するために秘密の保護を図ることは結構なことであるけれども、統計調査に対する国民の協力を仰ぐためには、国民が記入しやすい統計調査、もちろんプライバシーに立ち入るような事項を避けることは当然なことであろうというふうな思ひます。記入負担の軽減を考へることは非常に大事なことでございまして、そういうことで、総務庁という役所は特に行政改革を推進していく役所でありまして、このことについては十分承知のことと思ひますが、統計調査における国民負担をどうするか、今まででも三年、二割の整理再編などをなさつておられるようでありまして、今後このようなことも含めてどのような方針をお持ちでありますか、お伺いしたいと思ひます。

○高島国務大臣 ただいま委員御指摘のように、行政改革の一環といたしまして、昭和五十九年以降三年間に約二割、百十五調査について廃止統合、周期の延長等を行うことといたしまして、昭和六十一年度までに大体予定どおりの整理をしたわけであります。

御指摘のように、統計調査に御協力いただきまふ場合に、非常に類似の調査が重複してあるというふうなこともありまして、御協力をいただいております。各方面から簡素化、合理化、整理を要望されておられるところでありまして、もう時代がちかちかとして必要のなくなったものについては廃止するとか、あるいはまた周期の延長をしてその目的に合うに必要の限度において回数を減らすというふうなこと、いろいろ合理化を進めていかなければならぬといふ思ひがございまして、今後とも努力していきたいと思ひます。

○谷津委員 これで質問を終わらせていただくわけでございますが、行政機関の保有する電子計算機

処理に係る個人情報保護に関する法律案は、先
ほども申し上げましたとおり、日本にとりまして
初めての法律でありますし、新しい社会問題に対
する法律案でございます。それだけに、総務庁の
御苦労というものに対しましては私も本当に頭の下
がる思いであります。この法律案は何といつ
ても必要な法律案でございますので、この法律の
制定のために、私どもも頑張りますから、これか
ら長官初め皆さん方もひとつ頑張ってください
まして、国民の利益のために、国家の利益のため
にこの法律案が立派に仕上がることを期待いたし
まして、質問を終わらせていただきます。どうも
ありがとうございます。

○竹中委員長 この際、参考人出頭要求に関する
件についてお諮りいたします。

両案審査のため、参考人の出席を求め、意見を
聴取することとし、その日時、人選等につきまし
ては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹中委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

昭和六十三年十月二十日印刷

昭和六十三年十月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W